

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2016 年 8 月 24 日
東村山市議会議長様

議席番号 13 番
質問者 大塚恵美子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>B 型肝炎ワクチン接種の問題点について</p> <p>2016 年 4 月の国会決議で「B 型肝炎ワクチン」の定期接種化が決定し、10 月から定期接種となる予定だ。生後 2 ヶ月の赤ちゃんが 1 歳までに 3 回接種することを勧奨する。予防接種には定期接種と任意接種があり、定期接種は国が勧奨し、定められた対象者が期間内で受ける場合は無料で受けられる予防接種だ。</p> <p>日本で接種される「B 型肝炎ワクチン」は 2 種類。日本のメーカーの「化血研」製造のビームゲンと、子宮頸がんワクチンのメーカーの「MSD 社」製造のヘプタボックスで、どちらも遺伝子組み換えで作られ、添加物・アジュバンドには水銀、アルミニウムが使われている。</p> <p>生後 2 ヶ月から定期接種としてヒブ、肺炎球菌、10 月からは B 型肝炎が加わるが、ワクチンによる副反応被害が起きても被害者救済は不十分である。</p> <p>7 月末には、子宮頸がんワクチン副反応被害者が国と製薬会社を相手取って、全国 4 ヶ所で 63 人が提訴し、戦後最大の薬害訴訟となっており、第 2、第 3 の訴訟が予定されている。「B 型肝炎ワクチン」接種によって子宮頸がんワクチン接種と同じような副反応が起きることが製薬会社から公表されており、同様の被害が出るおそれや乳幼児突然死症候群が増加するおそれがあること、多発性硬化症の増加はすでにフランス、イギリスで確認済みであり、問題点が多いことを指摘する。</p> <p>① 生後 2 ヶ月から定期接種となる「B 型肝炎ワクチン」の対象人数はどのくらいか。また全額、国からの補助金ではあるが、3 回受ける接種費用はどのくらいか。</p>

- ② 「B 型肝炎ワクチン」について、アメリカの予防接種後副反応報告システム (VAERS) によると、死亡が 1,076 人でその内 3 歳以下の子は 831 件。他に日常生活や社会生活に支障をきたしている障害が 2489 件も出ていて、実際はこの 10 倍はあると考えられている。このことについてどう考えるか。
- ③ 1985 年から B 型肝炎母子感染防止事業が始まり、妊婦健診で B 型肝炎ウイルスキャリアと判明すれば、出生時に赤ちゃんに B 型肝炎ワクチンと免疫グロブリンを接種して、ほぼ 100% 感染を防止している。日本の母子感染防止事業は成功しているのだ。
あらためて伺うが B 型肝炎とは何か。どのように発症し、何が問題なのか。
- ④ 赤ちゃんにワクチン接種する前に、妊婦健診でキャリアと判明したら、父親、家族の抗体検査は実施するのか。
- ⑤ 「B 型肝炎ワクチン」接種の免疫、有効期間はどのようにとらえられているか。
- ⑥ 生後 2 ヶ月からの接種では、ヒブ、肺炎球菌と同時接種で死亡や重い副反応が起こっている。さらに「B 型肝炎ワクチン」は赤ちゃんに必要なワクチンなのか、リスク、副反応はないのか伺う。
- ⑦ ワクチン接種以外の予防策は何か。
- ⑧ 1994 年に予防接種法の大改正が行われ、感染症の予防に関して社会防衛から個人防衛、即ち、集団接種から個別接種、義務接種から、努力義務接種（国が勧奨し、子どもの場合保護者が判断する）へと変わった。定期接種は受けなければいけないものなのか、努力義務とは何か、伺う。
- ⑨ 総括的に市長に伺う。

2 非正規雇用公務員のあり方について

2012年の総務省の統計をみると、市区町村の正規公務員は約92万人、非正規公務員の人数は約40万人だ。ここには任期6月未満や週勤務時間20時間未満の非正規公務員は含まれていないため、実際はもっと多いとされ、3人に1人が非正規公務員となっている。

定数削減が命題となり、正規公務員は増やせないため非正規公務員を増やし、これに代替させ、増大する仕事に対処してきた。残りの業務は、民間事業者に業務委託をしてきたといえる。

非正規公務員の仕事は、補助的や臨時的なものではもはやなく公共サービスの基幹的業務を担う存在になったといえる。

- ① 2016年度の東村山市の正規職員数は条例上では933人、現員数は790人と参考資料にある。嘱託職員281人、再任用職員116人とされるが臨時職員は何人か。
- ② 非正規雇用職員は合計で何人か。東村山市の全職員に占める正規、非正規の割合はどの位か。
非正規職員合計の中で女性の非正規職員の割合は。全職員に占める女性非正規率は。
- ③ 2012年の総務省調査でみると東村山市の臨時職員の報酬（時間単価）は850円で都内でも低い方にあたるが、現在はどうか。その時間単価はワーキングプアのボーダーラインといわれる年収200万円に達しているか。
- ④ 欧米の場合、同じ労働には同じ賃金が支払われるが日本は所属と地位によって同じ仕事をしていても人によって報酬が違う。非正規雇用の職種をみると相談員、事務職など正規雇用と同様の仕事内容であろうと思われる。正規、非正規間の賃金格差はどのような割合になるか。
- ⑤ 業務委託料の積算において、賃金・報酬は自治体の非正規職員の時間単価を基礎に積算されているか。
- ⑥ 臨時職員以外の特別非常勤職、嘱託職員に退職手当があることは一定の評価がされている。しかしながら育児休業、部分休業の制度がない。

大塚恵美子

産前産後休暇制度は特別非常勤職にはあり、臨時職員にはない、なぜか。

- ⑦ 雇止めや空白期間についての考え方はどうか。
- ⑧ 非正規雇用職員でメンタルなどの理由で長期に療養をすることは可能か。
- ⑨ 公共サービス分野で働いている人たちが、その生活が成り立たない賃金しか支払われていないとしたら「官製ワーキングプア」と言わざるをえない。間接差別、身分差別のある状況に市政を委ねていることになる。この構造について市長に見解を伺う。